

# 令和3年分 税申告

今年も、町・県民税、所得税および復興特別所得税の申告受付を行います。まずは、申告の種類や会場を申告フローチャートでご確認ください。

問合せ 町・県民税／役場税務課町民税課税係

☎295-2112 ㊟198・199

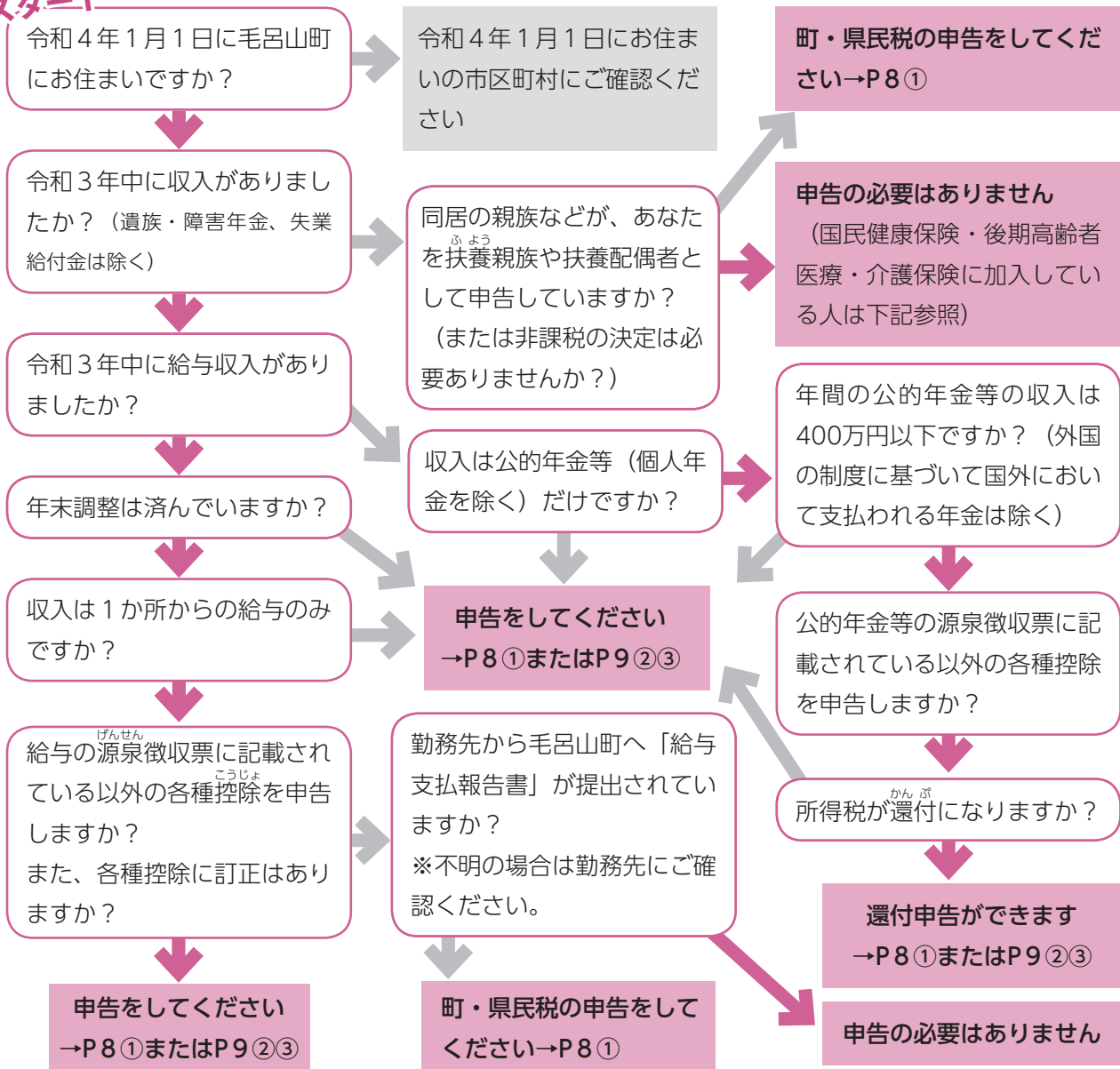
所得税など／川越税務署☎235-9411

(※自動音声で案内します。)

## 申告フローチャート

➡ はい ➡ いいえ

### スタート



### 国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険に加入している人へ

16歳以上（令和4年4月1日現在）の人は、収入がない人でも申告が必要です。前年中の世帯の所得によっては保険税（料）や負担額等が軽減される場合がありますが、世帯の中に未申告者（所得のわからない人）がいると判定が行えません。なお、これらの保険税（料）の納付額は、税申告の社会保険料控除の対象となります。役場担当窓口では無料で納付額確認書を発行しています。

問合せ 確認書の発行 国民健康保険／役場税務課納税係 ☎㊟194・195

後期高齢者医療・介護保険／役場高齢者支援課医療保険料係 ☎㊟176

申告について 役場税務課町民税課税係 ☎㊟198・199

# 申告に必要な持ち物

## 共通の持ち物

- ◆申告をする人
  - 番号確認書類と本人確認書類（下記「申告書には、マイナンバーの記載が必要です」を参照）
- ◆還付申告をする人
  - 本人名義口座の金融機関名・口座番号がわかるもの

## 収入に関する書類

- ◆給与や年金などの収入のある人
  - 源泉徴収票や支払調書など（複数ある人はすべて必要です）
- ◆営業・農業・不動産所得のある人
  - 収支内訳書（事前に作成してください）

## 申告書には、マイナンバーの記載が必要です

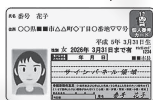
社会保障・税番号制度の導入に伴い、町・県民税申告書や所得税および復興特別所得税の確定申告書には、申告者本人や控除対象配偶者、扶養親族、事業専従者などの個人番号（マイナンバー）の記載が必要です。

また、マイナンバーを記載した申告書を提出の際、申告者の本人確認書類（※）の提示、または添付が必要です。

（※）本人確認書類の例

マイナンバーカードを持っている人

- マイナンバーカードのみ



マイナンバーカードを持っていない人

- マイナンバー確認書類
  - 通知カード、住民票の写し、住民票記載事項証明書（いずれもマイナンバー記載で最新の住所、氏名等のもの）などのうち、いずれか1つ

両方必要！

- 身元確認書類
  - 運転免許証、健康保険証、障害者手帳、在留カード、パスポートなどのうち、いずれか1つ

## 控除に関する書類

- ◆社会保険料控除を受ける人
  - 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料・国民年金保険料などの社会保険料の支払金額のわかるもの
- ◆生命保険料・地震保険料控除を受ける人
  - 生命保険料・地震保険料の控除証明書
- ◆障害者控除を受ける人
  - 障害者手帳
- ◆寄附金控除を受ける人
  - 寄附金受領証明書
- ◆医療費控除を受ける人
  - 作成済みの医療費控除の明細書（事前に支払金額などの計算が必要です）

※特定上場株式等の配当所得や上場株式等の譲渡（源泉徴収税額がある特定口座）に係る所得などについて、所得税と住民税で異なる課税方式を選択される人はお問い合わせください。

※住宅借入金等特別控除などを受けられる人は事前にお問い合わせください。

## 確定申告における利用者識別番号の取得について（重要）

確定申告をするためには、利用者識別番号の取得が必要になります。

### ▶持ち物

#### ◆取得済みの人

利用者識別番号のわかる書類・はがき等をお持ちください。

#### ◆未取得の人

##### マイナンバーカードを持っている人

- マイナンバーカードのみ

##### マイナンバーカードを持っていない人

- マイナンバー確認書類

+

##### 身元確認書類

（運転免許証、健康保険証、障害者手帳、在留カード、パスポートなどのうち、いずれか1つ）

※未取得の人は毛呂山町確定申告会場にて利用者識別番号の発行を行えます（発行にはお時間をいただきます）。

## ～来場時の感染症拡大防止のご協力のお願い～

- ・マスクの着用およびご自宅での検温にご協力をお願いします。
- ※37.5度以上の発熱が認められる場合などは来場を控えていただくようご協力をお願いします。
- ・ボールペンを持参いただくようお願いします。
- ・会場内の換気を実施します。脱ぎ着のしやすい暖かい服装でご来場ください。

町では受付できない申告があります。下記の申告に該当する人は次のページ③の方法で申告してください

- ①土地・家屋・株式・先物取引・ゴルフ会員権などの譲渡所得がある ②分離課税の配当所得がある ③山林所得がある ④暗号資産に係る雑所得がある ⑤令和2年分以前の申告 ⑥国外に居住する人を扶養している ⑦給与所得の特定支出控除を申告する ⑧住宅ローンの借換えをした ⑨住宅ローンを利用しない場合の控除(住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修特別税額控除および認定住宅新築等特別税額控除)を申告する ⑩初年度の住宅借入金等特別控除を申告する ⑪雑損控除を受ける人で控除額未計算の人 ⑫青色申告

## ①町・県民税、所得税および復興特別所得税の申告(次のページ②の申告対象者を含む)

受付は2月16日(水)から3月15日(火)まで/学ごとに2回指定日があります

**受付場所** 毛呂山町役場2階 201会議室 **受付時間** 午前9時～11時および午後1時～3時

申告期限間近になると大変混み合います。なるべく指定日に申告するよう、ご協力ください。

なお、午前中に来庁しても混雑により受付が午後になる場合があります。あらかじめご了承ください。

受付日時・地区(学ごと)【1回目】			特記事項	
日にち	午前9時～11時	午後1時～3時		
2月16日(水)	旭台・下川原	西戸・西大久保	【1回目】は混雑する傾向にあります。 ※土曜日は大変混み合います。	
2月17日(木)	阿諏訪・岩井・岩井東1丁目～2丁目	葛貫・岩井西1丁目～5丁目		
2月18日(金)	若山1丁目～2丁目	川角・若山3丁目		
2月21日(月)	大谷木・権現堂・毛呂本郷	小田谷・宿谷・滝ノ入		
2月22日(火)	前久保・前久保南1丁目～2丁目	前久保南3丁目～4丁目		
2月24日(木)	苦林・箕和田・中央1丁目～2丁目	大類・中央3丁目～4丁目		
2月25日(金)	長瀬・南台1丁目	南台2丁目～5丁目		
2月26日(土)	平日の都合が合わず指定日に来られない人(午前・午後とも)			
2月28日(月)	目白台1丁目～4丁目・平山1丁目	市場・平山2丁目～3丁目		
受付日時・地区(学ごと)【2回目】				特記事項
日にち	午前9時～11時	午後1時～3時		
3月1日(火)	西戸・西大久保	旭台・下川原	【2回目】の午前・午後の地区割は、 【1回目】と逆になっています。	
3月2日(水)	葛貫・岩井西1丁目～5丁目	阿諏訪・岩井・岩井東1丁目～2丁目		
3月3日(木)	川角・若山3丁目	若山1丁目～2丁目		
3月4日(金)	小田谷・宿谷・滝ノ入	大谷木・権現堂・毛呂本郷		
3月7日(月)	前久保南3丁目～4丁目	前久保・前久保南1丁目～2丁目		
3月8日(火)	大類・中央3丁目～4丁目	苦林・箕和田・中央1丁目～2丁目		
3月9日(水)	南台2丁目～5丁目	長瀬・南台1丁目		
3月10日(木)	市場・平山2丁目～3丁目	目白台1丁目～4丁目・平山1丁目		
3月11日(金)	指定日に来られない人(午前・午後とも)			申告期限間近になると大変混み合います。
3月14日(月)				
3月15日(火)				

※確定申告期間中の申告受付は2階 201会議室でのみ行いますので、ご注意ください。

※3月5日(土)の土曜開庁の日は、申告受付は行いません。

## ②収入が「給与のみ」もしくは「公的年金等のみ」の人の申告

受付は2月1日(火)から7日(月)まで／<sup>あざ</sup>字ごとに指定日があります

**受付場所** 毛呂山町役場2階 201会議室 **相談時間** 午前9時～11時および午後1時～3時

日にち	受付時間・地区(字ごと)	
	午前9時～11時	午後1時～3時
2月1日(火)	前久保南1丁目・南台1丁目～5丁目	阿諏訪・箕和田・前久保南2丁目～4丁目
2月2日(水)	市場・大類・川角・前久保	旭台・下川原・葛貫・苦林
2月3日(木)	岩井・若山1丁目～3丁目・岩井西1丁目	岩井西2丁目～5丁目・岩井東1丁目～2丁目
2月4日(金)	西戸・宿谷・中央1丁目～2丁目	権現堂・西大久保・中央3丁目～4丁目
2月5日(土)	指定日にこれならない収入が「給与のみ」もしくは「公的年金等のみ」の人(午前・午後とも)	
2月7日(月)	目白台1丁目～4丁目・平山1丁目～3丁目・小田谷	大谷木・滝ノ入・長瀬・毛呂本郷

※2月5日(土)の土曜開庁の日は税務課窓口(1階)での申告受付は行いません。

### ▶年金所得者の確定申告不要制度

次の①②いずれにも該当する人は、所得税などの確定申告は必要ありません。

① 公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下

② 公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下

ただし、所得税の還付を受ける場合には、確定申告書の提出が必要です。また確定申告書を提出する必要がない場合でも、公的年金などの源泉徴収票に記載のない<sup>かんぶ</sup>控除(扶養・生命保険料・医療費などの各種<sup>こうじょ</sup>控除)を受ける場合には、町・県民税の申告が必要です。

## ③「川越税務署での申告」または

## 「国税庁HPー確定申告作成コーナーを利用した申告」

**受付場所** 川越税務署(川越市並木452-2/JR川越線<sup>みなみふるや</sup>南古谷駅徒歩7分)

※川越税務署の駐車場は駐車台数が限られているため大変混雑します。公共交通機関をご利用ください。

**相談時間** 午前9時～**午後4時**(午前8時30分から受付)

**開設期間** **2月1日(火)**から3月15日(火)の平日および2月20日(日)・2月27日(日)です。

### ▶川越税務署からのお知らせ

#### 【「密を避ける・密を作らない」よう相談をお受けします】

確定申告会場への入場には、混雑緩和を図るため、入場できる時間枠が指定された「入場整理券」が必要となります。入場整理券は、当日会場で配付しますが、入場整理券の配付が終了した場合など配付状況に応じて、後日の来場をお願いすることもありますので、予めご了承ください。

また、オンライン(LINE)による入場整理券の事前の発行もあります。詳しくは右記QR



コードから国税庁ホームページにてご確認ください。

令和3年分の確定申告では、公的年金等を受給している人や給与所得者などの申告相談を、2月1日(火)からお受けしています。源泉徴収票など申告に必要な書類がお手元に揃いましたら、なるべく早めに申告をしてください。

【申告書などは自宅で作成し郵送で提出できます】国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただくと自宅等でパソコン・スマートフォンから確定申告書が作成できますので、『e-Taxで送信』・『印刷した書面を郵送』のいずれかでご提出ください。

#### 【確定申告に関するご質問は国税庁ホームページで検索・お電話にてお問い合わせください】

作成コーナーの操作など/e-Tax・作成コーナーヘルプデスク☎0570(01)5901 月～金曜日(祝日を除く)

確定申告に関する問い合わせ・相談/川越税務署☎235-9411(※自動音声でご案内します。)

国税庁ホームページ「確定申告特集」